

◎ 評価対象分野・施策の方針・目標とすべきまちの姿

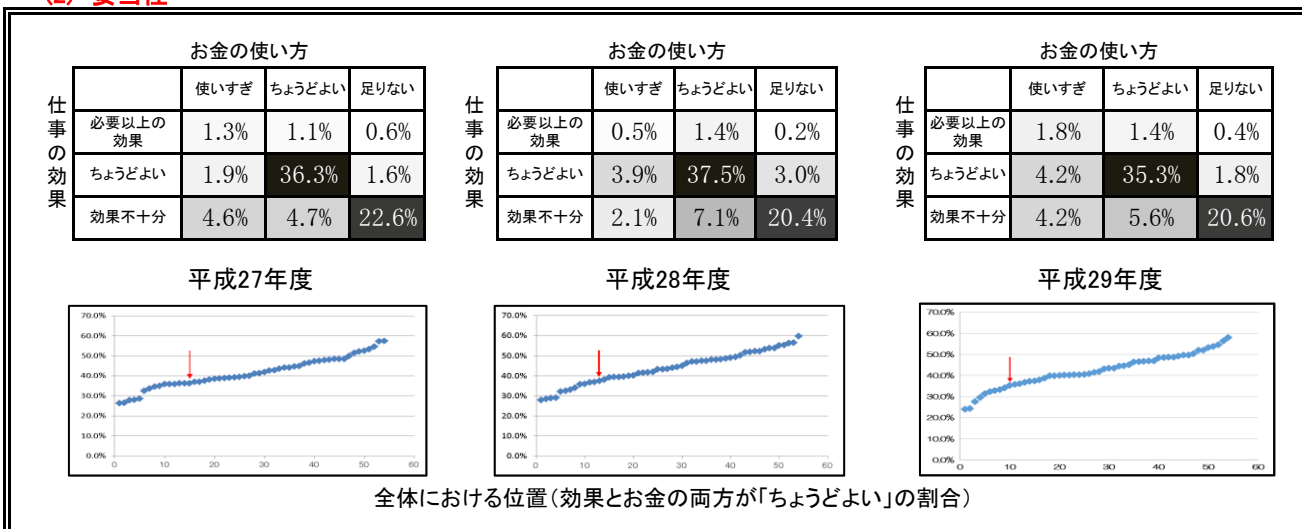
総合計画上の位置付け	分野	歴史環境	施策の方針	歴史的風土の保存
目標とすべきまちの姿	国指定史跡、歴史的風土保存区域内の重要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。			

1 市民意識調査結果

(1) 認知度

取組を知らない・わからないと答えた人の割合	平成27年度	18.0%	平成28年度	17.8%	平成29年度	17.9%	(回答者全体に占める割合)
-----------------------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	---------------

(2) 妥当性



(3) 今後の進め方

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答
平成29年度	33.0%	37.4%	3.7%	25.8%
平成28年度	33.7%	40.7%	1.6%	24.0%
平成27年度	33.9%	37.6%	3.4%	25.0%

2 内部評価

(1) 平成29年度の目標

①風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全等を図る。(都景-02)

(2) 目標とすべきまちの姿と平成29年度の目標との関連性

①風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全等を図ることにより、歴史的遺産と自然環境の保存に貢献している。(都景-02)

(3) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)

評価対象事業名		決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)		法定受託事務	今後の方向性	
整理番号	事業名	平成28年度	平成29年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度		事業内容	予算規模
都景-02	風致地区事務	2,865	1,557	42,882	37,007	5.5	4.5		b	B

(4) 主な実施内容

【主な実施内容】 ①鎌倉市風致地区条例、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の許認可等事務。(都景-02) ①古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域内行為届出、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域内行為届出の受理。(都景-02) ①神奈川県への歴史的風土特別保存地区の許認可等に関する経由事務。(都景-02) 【実施できなかった事業とその理由等】
--

(5) 平成29年度の取組の評価

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	■ 適切	□ 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	■ 適切	□ 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	■ 適切	□ 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	■ 適切	□ 要改善
<上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等> ①窓口相談や電話での問い合わせに対して、申請事務の具体事例など、日常業務のあらゆる場面において丁寧な説明を心がけることにより、市民等から、風致の維持に協力が得られるよう、地道な努力を重ねている。(都景-02)			

(6) 評価結果や市民意識調査結果をふまえ、施策の方針等としての、今後の方向性

・風致地区や歴史的風土保存区域等は、豊かな自然と歴史的文化遺産を有する本市の風致維持、歴史的風土の保存を行ううえで重要な役割を担うものであり、今後も土地所有者や寺社、行為者等に風致地区条例及び古都保存法の手続、規制等に関する理解が得られるよう努める必要がある。

(7) 平成30年度の目標

①風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全等を図る。
(都景-02)

(8) 目標とすべきまちの姿と平成30年度の目標との関連性

①風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全等を図り、歴史的遺産と自然環境の保存に貢献していく。(都景-02)

3 主な事業における指標(目標ごとに1つ設定)

整理番号	事業名							単位	指標の傾向	備考
指標の内容										
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31			
	目標値									
	実績値									
	達成率									

鎌倉市民評価委員会からの指摘

課題

- ・風致の維持・保全に市民は理解していると思う。新しく住みたいと思う人達、事業者への説明が必要である。鎌倉で開発を進めようとしている事業者には毅然とした態度で臨んでほしい。市役所他部局との連携を望む。
- ・古都保存法施行50周年記念のとりまとめ資料が公開としては不十分である。冊子のみならずPDF化等をして、その成果を内外に提示したほうがよい。市のホームページ掲載すること等が必要。
- ・目標が抽象的である。当年度の具体的な行動目標を設定すべき。
- ・「市民意識調査」によれば「重要である」の3位に入っていて市民の関心は高い一方で、評価シートでは当施策の「課題」が明確ではない。
- ・本事業で現状、一番の問題点がどこにあるのか、本事業の今年度の最重要事項が何であったのか、評価シートからは分からない。
- ・法や条例で規制されてはいないが、鎌倉市が望む「まちの姿」としてどのような事があり、それを達成（維持）するために、どのような取組を行っているのかを示していただきたい。
- ・条例や法で決められている事は「どの様な事であり」それは鎌倉市として「何件」「何平米」あり、各条例等の遵守が何件で何%という具体的に見える指標を設定して頂きたい。



指摘への対応、コメント等

- 平成26年4月1日に施行された鎌倉市風致地区条例に基づき審査を行い、許可しています。また、平成30年4月1日機構改革でみどり、景観の部署が加わり各課との連携がより一層強化されています。
- 「古都保存法資料集」は50年に渡る鎌倉市の古都保存法適用に関する経過について本市、神奈川県、公益財団法人鎌倉風致保存会及び公益財団法人鎌倉市公園協会の協力を得て、各団体に保存されている古都保存に関する資料を提供してもらい、一つにまとめたものとなっています。300頁を超えるものとなっているため、現在、市内の各図書館及び市役所にて閲覧することができます。また、古都保存行政を担う自治体(神奈川県、京都市、奈良県、奈良市、滋賀県、大津市、明日香村)及び公益財団法人鎌倉風致保存会に配付しております。
- 風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全等を図っていくことで風致地区事務行っています。風致地区事務は、各々個別に「申請」を受け、審査基準に基づき許可(不許可)を行うことから、個別案件、課題となるため、具体的な設定は難しいと考えます。
また、許可した案件が、条例に適合した内容で完了することを確認しています。
- 風致地区条例及び古都保存法に基づき、理解と協力を求め、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全等を図っており、古都保存法や風致地区条例に規制されていない区域については、他法令の対応となっています。
- 条例は遵守されるものですので、件数や平米数の数値をノルマとしてしているわけではありませんので、そのような指標設定は考えておりません。
条例に違反している建築等については、是正指導に努めています。

提言

・風致地区及び歴史的風土保存区域等に関する啓発活動・周知が市民に対して足りないと感じる。もっと積極的に発信するべき。

・風致地区の条例に従っているかの審査は建設工事完成半年後に全軒対象で担当部署が直接訪問して審査を行ってほしい。

・「風致地区事務」が主要業務であれば、それに対応した「指標」を設定してほしい。適性に執行されたかどうかを評価するにあたり、例えば申請件数や調整案件数、また経年変化についてに対する分析をお願いしたい。

・風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について理解と協力を求めるが、条例に対し市民に平等である姿勢を持ってほしい。

・「条例」や「法」については理解を得るものではなく、市民が遵守義務を負っていることから、理解を得るための努力ではなく、正確に執行するための取組に重点を置くべき。

・「古都保存法施行に関する過去50年間の資料を取りまとめ、資料集を作成しました。」とあるが、作成して保管するだけでは意味が無い。作成した成果を最大限に活用し、古都の保存に対する市民意識を高める取組を行うべき。

質問

・「古都保存法資料集」が作成されたが、目的、作成後の活用方法とその成果はどういったものか。

・指標がひとつも設定されていないため、実際にどのような目的がどの程度達成されているのか不明であるにもかかわらず、全ての取組への評価が「適切」と判断しているのはなぜか。

・事業の性質上、他のセクション(例えば教育分野)などとの連携はあるのか？他分野との連携により、本事業の可能性が広がる気がする。事例があれば知りたい。

提言に対するコメント等(総論)

・ホームページや電話での応対、地下道ギャラリーの展示等で市民の方々に歴史的風土や風致地区について発信を行っています。本年は、華頂宮邸公開や里山フェスタにて歴史的風土や風致地区について発信していきます。

・風致地区条例で完了検査を実施しています。検査の際に是正等があれば、説明し写真提出や再検査を行い確認を行っています。

・風致地区事務は各々個別に「申請」を受け、審査を行い許可(不許可)を行うことで、都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全等を図っているもので、申請件数より申請内容が重要と考えています。また、経年変化(家屋の建替や外壁の塗装野塗替え)については、風致地区事務として行っています。

・風致地区条例には審査基準を設けています。今後も許可基準に基づき業務を行ってまいります。

・現在、市内の各図書館及び市役所にて閲覧することができます。また、古都保存行政を担う自治体(神奈川県、京都市、奈良県、奈良市、滋賀県、大津市、明日香村)へも配付しております。

質問に対する回答

「古都保存法資料集」は50年に渡る鎌倉市の古都保存法適用に関する経過について本市、神奈川県、公益財団法人鎌倉風致保存会及び公益財団法人鎌倉市公園協会の協力を得て、各団体に保存されている古都保存に関する資料等の提供をしてもらい、一つにまとめたものとなっています。今後は、古都保存法についての説明資料や情報提供等として活用していきます。なお、この資料集は、市内の各図書館及び市役所にて閲覧することができます。また、古都保存行政を担う自治体(神奈川県、京都市、奈良県、奈良市、滋賀県、大津市、明日香村)及び公益財団法人鎌倉風致保存会に配付しております。

風致地区事務は各々個別に「申請」を受け、審査を行い許可(不許可)を行うことで、その場所における都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全等を図っていると考えていますので、申請→許可→完了検査を行うことで、適切に取組(事務執行)を行ったことから「適切」と判断しています。

関連機関とは協議を行い、連携を図っています。

鎌倉市民評価委員会の評価

《評価できるところ》

・鎌倉市風致地区条例、特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の許認可等事務など、窓口相談や電話での問い合わせに対し、理解と協力を求め、体事例の申請事務など、地道な努力を行っている。一方で、その地道な努力について記述があいまいのため、具体的な説明力がないという面もある。

評価の内訳						⇒	委員会の評価
取組	↗	0	↘	1	→		→
効果	○	0	△	5	—		△

《課題》

・「風致地区」および「古都保存地区」の業務に関して、「市民への理解と協力を求め」という記述の割に、その説明が十分でない。
 ・平成29年度の取組の評価について、すべてが適切と評価しているが、指標値を出さずに妥当であったとは判断できない。
 ・保存・管理の優先順位はどのように決めているのかを明らかにすべきである。
 ・風致地区での完了検査後の違反などが十分取り締まられていない。
 ・現状で保存措置が必要な史跡や自然的環境等がどれ位あり、それらについて、具体的にどのような措置が必要で、それらがどれだけ実施されているのかが明確にされていない。
 ・「指標」を「ノルマ」と考えるなど、「指標」の「意味」が理解出来ていない。

《提言》

・古都保存法施行50周年記念のとりまとめ資料を 冊子のみならずPDF化等をして、その成果を内外に提示。市のホームページ掲載すること等が必要。
 ・保存・管理の優先順位かを明らかにすべきである。
 ・歴史環境分野における取組の認知度は高いが、取組内容がそうさせているとは一概に言えない。「許認可事務件数」「届出受理件数」「許認可に関する経由事務件数」「窓口相談問い合わせ件数」等を報告しPRしたらいいかがか？「地道に努力を重ねている」と言われても評価は難しい。
 ・風致地区条例完了検査を実施し、是正が必要な場合は再検査等を行っているとうたっている以上、建築工事終了直後ではなく、風致地区内を巡回するなどして違法建築の取り締まりに努めてほしい。
 ・委員会からの意見等について、意見の趣旨が理解されていない。
 (例:「連携事例を知りたい」との質問に対し、「連携を図っています」と回答するなど)委員会からの意見等については、一つ一つ趣旨に合った回答をしていただきたい。

《質問》

・市民等に風致の維持に協力が得られるよう地道な努力を重ねているとあるが、「市民の理解不足」とは具体的にどのようなことか。
 (事例を挙げてほしい)。